

## ＜行方不明者を出さないために、行方不明者が出たときのために＞

### 1 グループホームの受け入れ体制について重要な事項

グループホームの利用者は誰もが一人で出て行ってしまう（以下「外出行動」という。）可能性があるものと考え、次の点に留意して十分な受け入れ体制を確立する必要があります。

#### (1) 日ごろから準備しておくこと

##### ① 行方不明時の対応方法の確立

- ア 行方不明者が出た場合の具体的対応（警察への通報、職員の連絡網 等）をマニュアルにするなどし、職員に周知しておく。また、日ごろから手順をシミュレーションしておく。
- イ 日ごろから町内会や近隣商店などの地域への働きかけや運営推進会議などを活用し、高齢者や認知症に対する地域の理解を高めるとともに、地域とのネットワークを築いておく。

##### ② 職員の業務体制、設備の点検

日ごろから外出行動のある利用者を想定し、業務体制の見直しや設備（施設の構造や人感センサー付きチャイム、GPS 端末など）の必要性などについて検討しておく。

##### ③ 利用者家族への説明

利用契約時だけではなく日ごろから、家族会、広報誌等を活用して施設をしない介護を行う理由、身体拘束・行動抑制を行わない理由とそれに対するリスクを含め、グループホームの理念、考え方、取り組みについて十分に説明しておく。

#### (2) 入居受け入れ前にしておくこと

##### ① 利用者の健康状態（認知症状含む）、日常生活状況の十分な把握（アセスメント）

- ア 家族はもちろん、ケアマネジャーや医師の意見などから、利用者の心身の状況や行動特性などの情報収集し、把握しておく。
- イ 利用予定者と面談し、心身の状況や、行動特性などを事前情報と照らし合わせ、確認しておく。

##### ② 利用予定者の家族への説明と同意

- ア 施設をしない介護を行う理由、身体拘束・行動抑制を行わない理由とそれに対するリスクを含め、グループホームの理念、考え方、取り組みを十分に説明する。
- イ 行方不明時の対応方法について説明し、万が一の場合の個人情報の公開などについて同意を受けておく。

#### (3) 入居が始まってから行うこと

##### ① 利用者の健康状態（認知症状含む）、日常生活状況の十分な把握と記録（アセスメント）

- ア 利用前情報と照らし合わせながら十分に観察し、記録に残しておく。
- イ 実施したケアはもちろん、外出行動があった場合は時間、行き先、道順など細かく記録しておく。

##### ② ケアプランによる支援

外出する理由や行動の特徴を分析し、具体的な支援(事故予防)方法をケアプランに盛り込む。

### ③ 利用者の所在の確認

- ア グループホーム内外を問わず定期的に利用者の所在を確認する。
- イ 外出行動があった場合は職員が同行する。

### ④ 地域への周知

運営推進会議や町内会の会合などの機会を利用するなどして地域へ情報提供し、一人での外出を発見した際にはすぐに連絡をしてもらえるよう依頼しておく。また、個人情報を提供する場合は家族に同意を受けておく。

### ⑤ 家族への説明

- ア 現在の利用者の状況と合わせ、施錠をしない介護を行う理由、身体拘束・行動抑制を行わない理由とそれに対するリスクについて繰り返し説明するとともに、アセスメントとケアプランによる利用者の支援（事故予防）方法について説明する。
- イ 介護記録等を閲覧してもらい、利用者が外出した状況と対応について家族へ伝える。

### ⑥ 点検

- ア 職員の業務体制，設備，行方不明者が出た場合の具体的対応などに不具合がないか点検を行う。
- イ 利用者のファイル（顔，全身写真や体格，特徴などを記した物）を準備しておく。

## 2 行方不明者が出た場合の対応で重要な事項

万が一行方不明であることが発覚した場合には初動が重要です。できるだけ早くと確に行動し、「見つけること」、「見つかること」が重要です。

### (1) 行方不明が発覚した時の対応

グループホームで定めた対応方法に沿って行動する。

- ① まず状況を把握（いつ，どこから出て行ったのか，最後に所在を確認したのはいつか，その時の衣類等の特徴 など）する。管理者（責任者）はグループホームで指揮を執る。搜索は区域を分担し，定期的にグループホームへ連絡する。
- ② 警察などは「SOS ネットワーク」の通報先でもあるため，搜索願を提出する際に「SOS ネットワーク」による情報提供についても確認する。
- ③ グループホームの築いた地域のネットワークを利用し，情報提供依頼を行う。
- ④ 必要に応じて，行方不明者の行動能力（行動範囲）について医師へ，搜索方法等については警察や消防署へなど専門的見地からの意見を聞き，搜索範囲を絞る。

### (2) 家族への連絡と対応

- ① 速やかに家族に連絡する。
- ② 利用者の直前の状況や搜索状況をこまめに説明する。
- ③ 家族へ説明する際には代表者（責任者）が対応する。

### (3) 保険者へ事故報告

第一報を電話で入れ，その後は逐次報告書を提出する。  
（報告先：市町村担当部署）

### (4) 経過の記録

利用者の直前の状況，搜索状況，情報提供依頼先，家族への対応などについて記録する。

# 行方不明発覚時の対応(参考)

